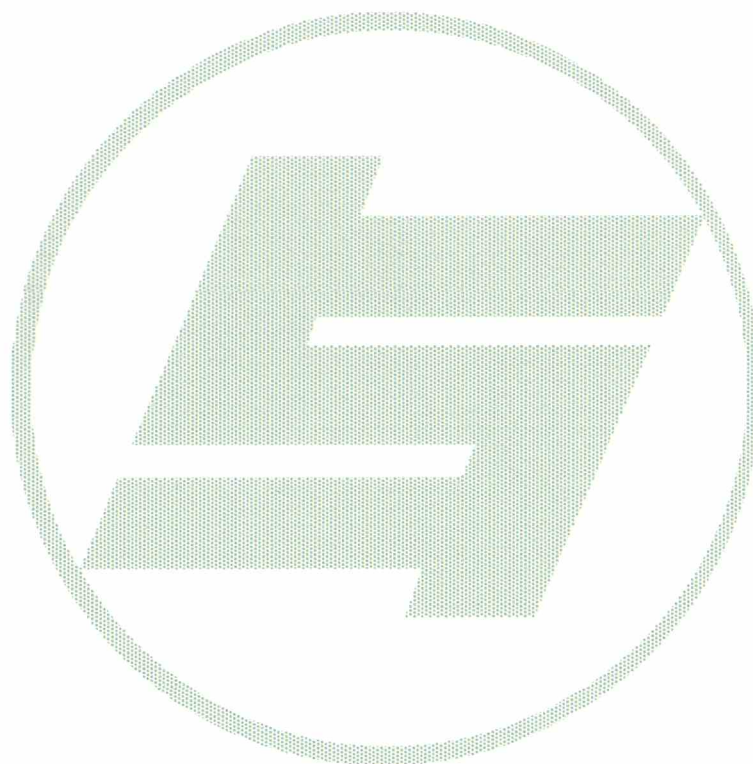

与論町地域強靱化計画

NATIONAL
RESILIENCE



令和2年12月

与論町

目次

第1章 町地域強靱化計画策定の趣旨，位置づけ

第1節	町地域強靱化計画の趣旨	1
第2節	町地域計画の位置付け	1
第3節	計画期間	1

第2章 基本的な考え方

第1節	基本目標	2
第2節	事前に備えるべき目標	2
第3節	基本的な方針	3

第3章 町の地域特性及び災害想定

第1節	地域特性	4
第2節	災害想定	5

第4章 脆弱性評価

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7
第2節	脆弱性評価結果	9

第5章 町地域計画の推進方針

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	23
第2節	指標	35

第6章 町地域計画の推進

第1節	町の他の計画等の必要な見直し	37
第2節	町地域計画の進捗管理	37

用語解説		38
------	--	----

第1章 町地域強靱化計画策定の趣旨、位置付け

第1節 町地域強靱化計画の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、鹿児島県においては、平成28年（2016年）3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

与論町地域強靱化計画（以下「町地域計画」という。）は、これまでに取り組んできている防災・減災対策の取組を念頭に、今後の本町の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

第2節 町地域計画の位置付け

町地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、与論町総合振興計画（以下「町総合計画」という。）との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

町地域計画の内容は、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる。
- ④ 迅速な復旧復興が図られる。

第2節 事前に備えるべき目標

本町における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 必要最低限の電気、ガス、上水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・町の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割を分割して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第1節 地域特性

1 地形・地質等

本町は、鹿児島県の最南端に位置し(北緯 $27^{\circ}12'40''$ ，東経 $128^{\circ}25'02''$)，鹿児島市の南南西 56.3km の洋上に浮かぶ一島一町の町である。東側は太平洋，西側は東シナ海が広がり，南方に沖縄本島，北方には沖永良部島が眺望できる。本町の総面積は，総面積は $20.49\text{K}\text{m}^2$ ，周囲が 23.65km の島で， $5,179$ 人(令和2年3月31日現在)が暮らしている。平均気温は， 23.3°C と暖かく，美しく豊かな自然の中で，観光や温暖な気候を活かした農業，豊富な水産資源に恵まれた漁協が営まれている。交通アクセスは，鹿児島県本土まで航空機で約1時間35分，フェリーで約20時間，また隣県の沖縄那覇市へは，航空機で約40分，フェリーで約5時間を要する。

2 気象概要

令和元年の月別平均気温は，1月の 17.7°C が最も低く，8月の 28.9°C が最も高くなっている。年平均気温 23.3°C ，年間降水量は 2273.5mm ，年間平均風速は 5.4m/s となっている。

3 人口

平成27年の国勢調査によると，町の総人口は $5,186$ 人で，その前の平成22年調査時より 141 人減少している。大正9年以降の総人口推移を見ると昭和10年 $8,630$ 人をピークに年々減少している。

第2節 災害想定

1 風水害

本町の過去の気象災害のうち特に被害が大きいのは台風によるものである。これは、7月から10月にかけて台風が襲来することが多く、過去に暴風、大雨等を原因とする甚大な被害を受けてきた。

本町においては、近年における既往の風水害の内、最大規模であった平成24年9月16日の台風16号及び同年9月29日に襲来した台風17号と同程度の規模の災害を災害想定とする。

災害名 (年月日)	平成24年台風16号 (平成24年9月15日～16日)	平成24年台風17号 (平成24年9月29日)
積算雨量	218mm	118mm
日最大雨量	158mm	-
平均風速	42.1m/s	41.3m/s
最大瞬間風速	57.1m/s	54.5m/s
人的被害	無し	無し
住家被害	全壊 20世帯 半壊 88世帯	全壊 14世帯 半壊 52世帯
農業施設・ 作物被害等	129件 約145,100千円	105件 約93,700千円

2 地震災害

本町の災害シナリオは、最も被害量が大きくなる「奄美群島太平洋沖（南部）」地震を想定しており、ダイビングや観光客が訪れ、最も被害の想定される夏の正午の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）と被害状況は次のとおりである。

人的被害が最大となる地震動・津波ケース		奄美群島太平洋沖（南部）
地域における建物棟数		3,245 棟（うち木造 2,859 棟、非木造 386 棟）
建物被害 (棟)	全 壊	—
	（うち斜面崩壊）	0
	（うち津波）	—
	半 壊	20
人的被害 (人)	死者	10
	（うち津波）	10
	負傷者	10
	（うち重症者）	—
経済被害 (億円)	総額	90
	（うち建物）	0
	（うちライフライン）	0
	（うち交通施設）	70

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町で想定される大規模地震災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	長期にわたる本町の孤立
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疾病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	必要最低限の電気、ガス、上水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	有害物資の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	ため池の損傷・機能不全による二次災害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価結果

31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている。

施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震・耐風化）

大規模地震等が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震・耐風化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。また、空き家については、耐震・耐風化もしくは撤去を推進する必要がある。

②（公共施設等の耐震・耐風化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震・耐風化を促進する必要がある。

また学校、社会体育施設、地区集会所等、避難場所及び避難所となる施設や大規模災害時の炊き出し拠点となる学校給食センターは耐震・耐風化を促進する必要がある。

③（多数の人が利用する建築物の耐震・耐風化）

大規模地震等が発生した場合、こども園、小中学校、医療施設、社会福祉施設、公民館、集荷施設や工場等の不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震・耐風化を促進する必要がある。

④（交通施設、沿道建物の耐震・耐風化）

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震・耐風化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震・耐風化を促進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

① (住宅流出防止対策等の推進)

木造建築物については大規模津波等が発生した際に住宅の流出・損壊が想定されるため、特に浸水被害が想定される区域内においては、木造住宅以外で低階層部は倒壊しにくいピロティ型建築にするとともに、垂直避難が可能な床面高さ以上の構造物とし、居室は浸水想定深より高い場所に配置する住宅の建設を推奨する必要がある。

② (避難場所等の確保、避難所等の耐震・耐風化等)

広域にわたる大規模津波等が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震・耐風化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

③ (災害時の緊急輸送の確保)

本町は、外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、高速交通ネットワークの構築が難しいことから、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築する必要がある。

④ (海岸堤防や農林海岸等の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防や農林海岸等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防や農林海岸等の施設の点検・改修を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。

⑤ (津波避難計画等の住民周知等)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

⑥ (無電柱化等)

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地や及び上水道供給施設や緊急輸送に必要な港湾及び空港・病院等への道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や住民の生活環境の維持及び応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① (準用河川や生活排水路等の治水対策の推進)

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、改修や雨水排水の整備推進を図る必要がある。

② (防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

③ (内水対策に係る人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① (土砂災害対策の推進)

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまで経験したことのない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。町内の土砂災害危険箇所における整備率は低い状態であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

② (警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、町ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

③ (地域防災力の向上と人材育成)

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも、防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

- 2 救助・救急, 医療活動等が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止

① (水道施設の耐震・耐風化)

災害時等において水道施設が被災した場合, 住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから, 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため, 水道施設の耐震・耐風化を推進する必要がある。

② (物資輸送ルート確保)

大規模自然災害が発生した際, 避難, 支援, 輸送のための陸上及び海上ルートが寸断され, 本町の食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。道路施設, 港湾・空港施設などの耐震・耐風性や機能強化。また, 抜港を最小限に抑えた港湾の整備を推進するとともに, 既存施設の点検等の結果を踏まえ, 防災対策を確実に実施する必要がある。

③ (災害時の緊急輸送の確保) [再掲 1-3-③]

本町は, 外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては, 高速交通ネットワークの構築が難しいことから, 港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築する必要がある。

④ (備蓄物資の供給体制等の強化)

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について, 適正かつ迅速な物資の確保を行うため, 関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤ (医療用資機材・医療品等の供給体制の整備)

大規模災害発生時には, 医療用資機材・医療品等が不足するおそれがあるため, 関係団体と災害応援協定を締結し, 災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要があり, その体制を支援し, 円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

⑥ (医療用資機材・医療品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には, 医療救護用の医療用資機材・医療品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため, 大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として, 病院独自の備蓄も行う必要がある。

⑦ (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合, 住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため, 被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに, 日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき, 必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

2-2 長期にわたる本町の孤立

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上及び海上ルートが寸断され、本町の食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。道路施設、港湾・空港施設などの耐震性や機能強化。また、抜港を最小限に抑えた港湾の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

② (防災情報の提供) [再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じる恐れがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

③ (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-1-④]

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

④ (医療用資機材・医療品等の供給体制の整備) [再掲 2-1-⑤]

大規模災害発生時には、医療用資機材・医療品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要がある。その体制を支援し、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

⑤ (医療用資機材・医療品等の備蓄) [再掲 2-1-⑥]

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医療品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として、病院独自の備蓄も行う必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① (消防の体制等強化)

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが予想される。活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入態勢を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

② (情報通信機能の耐災害性の強化)

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

③ (DMATの整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム(DMAT)が実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加や機器整備に努める必要がある。

2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

① (一時滞在施設の確保, 水・食料等の備蓄)

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設や空き家対策等を活用して確保を図るとともに、飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① (医療救護活動の体制整備)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関や保健所などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

② (DMATの整備) [再掲2-3-③]

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム(DMAT)が実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加や機器整備に努める必要がある。

③ (EMISの活用)

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)のさらなる活用を進める必要がある。

④ (ドクターヘリの活用)

緊急医療体制を充実・強化するため、ドクターヘリのランデブーポイントの周知並びに整備を進める必要があり、災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

⑤ (災害時の緊急輸送の確保) [再掲1-3-③]

本町は、外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築する必要がある。

2-6 疾病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

① (感染症の発生・まん延防止)

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

② (避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進)

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

③ (災害保健活動及びDHEAT受援体制の整備)

発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① (公共施設等の耐震・耐風化) [再掲 1-1-②]

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震・耐風化を推進する必要がある。

また学校、社会体育施設、地区集会所等、避難場所及び避難所になる施設や大規模災害時の炊き出し拠点となる学校給食センターは耐震・耐風化を促進する必要がある。

② (電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

③ (BCPの見直し等)

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し、及び実効性向上を図る必要がある。

④ (町WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等)

町役場WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止するため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① (情報通信機能の耐災害性の強化等)

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① (情報通信手段の多様化等)

全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線、消防救急無線など、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

② (町の人員確保・体制整備)

情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、特に情報収集・提供に必要な人員確保・体制を整備する必要がある。

③ (災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシュミレーションしておく必要がある。

④ (住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① (物資輸送ルート確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上及び海上ルートが寸断され、本町の食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。道路施設、港湾・空港施設などの耐震・耐風性や機能強化。また、抜港を最小限に抑えた港湾の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

② (災害時の緊急輸送の確保) [再掲 1-3-③]

本町は、外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、高速交通ネットワークの構築が難しいことから、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築する必要がある。

③ (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地及び上水道供給施設や緊急輸送に必要な港湾及び空港・病院等への道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や住民の生活環境の維持及び応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① (危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の最優先順位を防災規定等に定めるなど地震、津波対策の強化を進める必要がある。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

5-3 物流機能等の大幅な低下

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上及び海上ルートが寸断され、本町の食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。道路施設、港湾・空港施設などの耐震・耐風性や機能強化。また、抜港を最小限に抑えた港湾の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

① (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-1-④]

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

② (緊急物資の輸送体制の構築)

大規模自然災害の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③ (漁港の機能保全)

本町管理漁港における、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策や機能強化を着実に進める必要がある。

6 必要最低限の電気、ガス、水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

① (電力供給遮断時の電力確保) [再掲 3-1-②]

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

② (再生可能エネルギー等の導入促進)

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。

③ (危険物施設等の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等における最優先順位を防災規定等に定めるなど地震、津波対策の強化を進める必要がある。

④ (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

⑤ (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地及び上水道供給施設や緊急輸送に必要な港湾及び空港・病院等への道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や住民の生活環境の維持及び応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① (水道施設の耐震・耐風化) [再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震・耐風化を推進する必要がある。

② (し尿処理施設の防災対策の強化)

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① (災害時の緊急輸送の確保) [再掲 1-3-③]

本町は、海外離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、高速交通ネットワークの構築が難しいことから、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築する必要がある。

② (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地及び上水道供給施設や緊急輸送に必要な港湾及び空港・病院等への道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や住民の生活環境の維持及び応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

① (消火・救助活動能力の強化)

大規模地震災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力(施設・消防水利)の強化を図る必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① (危険物施設の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等における最優先順位を防災規定等に定めるなど津波・地震対策の強化を進める必要がある。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(交通施設、沿道建物の耐震化) [再掲 1-1-④]

大規模災害が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模災害に対応する耐震・耐風化が進んでいない交通施設及び沿道建築物の耐震・耐風化を促進する必要がある。

7-4 有害物資の大規模拡散・流出

① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

② (有害物資の流出対策等の推進)

大規模自然災害の発生に伴う有害物資の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① (農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面、農業用排水路の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、被害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

② (農業施設強靱化の推進)

農地・営農施設被害による生産力低下が想定されるため、強靱化を図り、災害に強い営農環境を整備する必要がある。

③ (適切な森林整備)

大雨による山地災害や台風による沿岸部への被害を防ぐため、海岸防災林や耕地防風林の造成など、適切な森林整備を推進する必要がある。

④ (鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農林業被害による、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や、捕獲による個体数の調査など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

7-6 ため池の損傷・機能不全による二次災害の発生

① (ため池の維持管理)

ため池は築造後十数年が経過したものも多く、老朽化がみられることから、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定される。このため、点検診断を実践し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップ(防災重点ため池のハザードマップを含む)の作成や周知を行う等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (災害廃棄物処理計画の策定、見直し)

建物の推進や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

② (仮置き場の確保)

大規模地震災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生することが予想され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするための仮置き場を確保する必要がある。

③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労務者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (液状化危険度の高い地域への住民周知等)

大規模地震等が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (コミュニティ強化の支援)

災害時の町民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本町においては、町内会等の活動支援のほか、町内会の施設の耐震・耐風化及び自主防災組織におけるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりやセーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

また学校教育でも防災教育の強化を図る必要がある。

第5章 町地域計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震・耐風化）

住宅・建築物の倒壊などによる、多数の人的被害の発生を抑えるため、住宅・建築物の耐震・耐風化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

②（公共施設等の耐震・耐風化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震・耐風化を推進する。

また学校、社会体育施設、地区集会所等、避難場所及び避難所になる施設や大規模災害時の炊き出し拠点となる学校給食センターは耐震・耐風化を促進する。

③（多数の人が利用する建築物の耐震・耐風化）

大規模地震等が発生した場合、こども園、小中学校、医療施設、社会福祉施設、公民館、集荷施設や工場等不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による、多数の人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物について耐震・耐風化を促進する。

④（交通施設、沿道建物の耐震・耐風化）

大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震・耐風化が進んでいない沿線・沿道建築物の耐震・耐風化を促進する。

1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①（防火対策の推進）

住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る。

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

① (住宅流出防止対策等の推進)

木造建築物については大規模津波等が発生した際に住宅の流出・損壊が想定されるため、特に推進被害が想定される区域内においては、木造住宅以外で低階層部は倒壊しにくいピロティ型建築にするとともに、垂直避難が可能な床面高さ以上の構造物とし、居室は推進想定深より高い場所に設置する住宅の建設を推奨する。

② (避難場所等の確保、避難所等の耐震・耐風化等)

大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震・耐風化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

③ (災害時の緊急輸送の確保)

本町は、外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、高速交通ネットワークの構築が難しいことから、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築するよう促進する。

④ (海岸堤防や農林海岸等の老朽化対策の推進)

大規模津波等が発生した際に海岸堤防や農林海岸等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検・改修を行い、長寿命化を図り老朽対策を推進する。

⑤ (津波避難計画等の住民周知等)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生じるおそれがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等の促進を図る。

⑥ (無電柱化等)

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化をはかるとともに、市街地及び上水道供給施設や緊急輸送に必要な港湾及び空港・病院等への経路における道路の無電柱化を進める。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① (準用河川や生活排水路等の治水対策の推進)

大規模洪水による甚大な浸水被害の発生を抑えるため、準用河川や生活排水路等の改修や雨水排水の整備推進を図る。

② (防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じることを抑えるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報を図る。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する。

③ (内水対策に係る人材育成)

異常気象等による豪雨が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うための人材育成を推進する。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① (土砂災害対策の推進)

大規模な土砂災害の発生リスクを抑えるため、土砂災害危険箇所における整備率は低い状況であることを踏まえ、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

② (警戒避難体制の整備等，土砂災害警戒区域等の周知)

土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

③ (地域防災力の向上と人材育成)

自助と共助を高めて地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

① (水道施設の耐震・耐風化)

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震・耐風化を促進する。

② (物資輸送ルート確保)

陸上及び海上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設、港湾・空港施設などの耐震・耐風性や機能強化。また、抜港を最小限に抑えた港湾の整備を推進するととも

に、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

③ (港湾及び空港の強靱化整備及び港湾及び空港・病院経路の整備等) [再掲 1-3-②]

本町は、外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築するよう促進する。

④ (備蓄物資の供給体制等の強化)

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

⑤ (医療用機資機材・医療品等の供給体制の整備)

医療用資機材・医療品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医療品等の供給体制の整備を図り、その体制を支援し、円滑な供給体制の構築を促進する。

⑥ (医療用資機材・医療品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医療品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、病院独自の備蓄を促進する。

⑦ (応急給水体制の整備)

水道施設の被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

2-2 長期にわたる本町の孤立

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

陸上及び海上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設、港湾・空港施設などの耐震・耐風性や機能強化。また、抜港を最小限に抑えた港湾の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

② (防災情報の提供) [再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じることを抑えるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報を図る。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する。

③ (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-1-④]

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

④ (医療用資機材・医療品等の供給体制の整備) [再掲 2-1-⑤]

医療用資機材・医療品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医療品等の供給体制の整備を図り、その体制を支援し、円滑な供給体制の構築を促進する。

⑤ (医療用資機材・医療品等の備蓄) [再掲 2-1-⑥]

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医療品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、病院独自の備蓄を促進する。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① (消防の体制等強化)

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や緊急消防援助隊など応援隊の受入態勢を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

② (情報通信機能の耐災害性の強化)

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

③ (DMATの整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム(DMAT)が実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加や機器整備に努める。

2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

① (一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄)

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設や空き家等を活用して確保を図るとともに、飲料水や食料等の備蓄を促進する。

2-5 医療施設関係者及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① (医療救護活動の体制整備)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や他の医療機関や保健所などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

② (DMATの整備) [再掲 2-3-③]

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、災

害派遣医療チーム（DMAT）が実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加や機器整備に努める。

③（EMISの活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。

④（ドクターヘリの活用）

緊急医療体制を充実・強化するため、ドクターヘリのランデブーポイントの周知並びに整備を進め、災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する。

⑤（災害時の緊急輸送の確保）〔再掲 1-3-③〕

本町は、外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築するよう促進する。

2-6 疾病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康様態の悪化

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害を受けた住民等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

③（災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備）

発災直後から、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備することとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震・耐風化）〔再掲 1-1-②〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震・耐風化を推進する。

また学校、社会体育施設、地区集会所等、避難場所及び避難所になる施設や大規模

災害時の炊き出し拠点となる学校給食センターは耐震・耐風化を促進する。

② (電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保する。また、太陽光発電システムの導入を推進する。

③ (BCPの見直し等)

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画(BCP)を継続的に見直し、実効性の向上を図る。

④ (町WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等)

町役場WAN(Wide Area Network)及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① (情報通信機能の耐災害性の強化等)

情報通信の麻痺・長期停止にも、防災情報等を町民へ情報伝達するため、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① (情報通信手段の多様化等)

全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線など情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

② (町の人員確保・体制整備)

情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な活用をより一層充実させるため、必要な人員・体制整備を行う。

③ (災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションするなど訓練を行う。

④ (住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、町と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。

また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① (物資輸送ルート確保) [再掲 2-1-②]

陸上及び海上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設、港湾・空港施設などの耐震・耐風性や機能強化。また、抜港を最小限に抑えた港湾の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

② (災害時の緊急輸送確保) [再掲 1-3-③]

本町は、外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、高速交通ネットワークの構築が難しいことから、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築するよう促進する。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① (危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設における大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等における優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を図る。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

5-3 物流機能等の大幅な低下

① (物資輸送ルート確保) [再掲 2-1-②]

陸上及び海上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設、港湾・空港施設などの耐震・耐風性や機能強化。また、抜港を最小限に抑えた港湾の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

5-4 食料等の安定供給の停滞

① (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-1-④]

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

② (緊急物資の輸送体制の構築)

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業所等との協力体制の構築を図る。

6 必要最低限の電気、ガス、水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

① (電力供給遮断時の電力確保) [再掲 3-1-②]

電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保する。また、太陽光発電システムの導入を推進する。

② (再生可能エネルギー等の導入促進)

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

③ (危険物施設の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設における大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等における優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を図る。

④ (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

⑤ (無電柱化等) [再掲 1-3-⑥]

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化をはかるとともに、市街地及び上水道供給施設や緊急輸送に必要な港湾及び空港等への経路における道路の無電柱化を進める。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① (水道施設の耐震・耐風化) [再掲 2-1-①]

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震・耐風化を促進する。

② (し尿処理施設の防災対策の強化)

し尿処理施設の被災によりし尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の更なる強化等を進める。

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① (災害時の緊急輸送の確保) [再掲 1-3-③]

本町は、外海離島のため災害時の緊急輸送の確保にあたっては、高速交通ネットワークの構築が難しいことから、港湾及び空港を強靱な構造に整備する必要がある。また港湾及び空港・病院へのルートが遮断されないよう緊急輸送道路の整備や冗長性の向上を構築するよう促進する。

② (無電柱化等) [1-3-⑥]

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化をはかるとともに、市街地及び上水道供給施設や港緊急輸送に必要な港湾及び空港・病院等への経路における道路の無電柱化を進める。

7 制御可能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

① (消火・救助活動能力の強化)

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため施設・消防水利の強化を図る。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① (危険物施設等の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等における最優先順位を防災規定等に定めるなど地震、津波対策の強化を推進する。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物津及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災対策の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(交通施設、沿道建物の耐震化) [再掲 1-1-④]

大規模災害が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模災害に対応する耐震・耐風化が進んでいない沿線・沿道建築物の耐震・耐風化を促進する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

② (有害物質の流出対策等の推進)

有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① (農地浸食防止対策の推進)

豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

② (農業施設強靱化の推進)

農地・営農施設被害による生産力低下が想定されるため、強靱化を図り、災害に強い営農環境の整備を推進する。

③ (適切な森林整備)

大雨による山地被害や台風による沿岸部への被害を防ぐため、海岸防災林や耕地防風林の製造など、適切な森林整備を推進する必要がある。

④ (鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

7-6 ため池の損傷・機能不全による二次災害の発生

① (ため池の維持管理)

ため池は築造後数十年が経過したものも多く、老朽化がみられることから、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定される。このため点検診断を実践し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップ(防災重点ため池のハザードマップを含む)の政策を行う等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (災害廃棄物処理計画の策定, 見直し)

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し, 処理の実効性向上に努める。

② (一時仮置き場の確保)

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため, 災害廃棄物を仮置きするための一時仮置き場を確保する。

③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため, 災害廃棄物処理等の協力について, 関係機関との協定のもと, さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

道路啓開等の担い手不足を解消するため, 担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (液状化危険度の高い地域への住民周知等)

大規模地震等が発生した場合, 液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし, 当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため, 液状化危険度の高い地域に住む住民へ, 県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に, 液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る。

8-4 地域コミュニティの崩壊, 治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (コミュニティ力強化の支援)

災害時の町民の対応力を向上するため, 町内会の活動支援のほか, 町内会の施設の耐震及び自主防災組織におけるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや, セーフコミュニティの推進等, コミュニティ力を強化するための支援等の取組の充実を図る。

また学校教育でも防災教育の強化を図る。

第2節 指標

推進方針で示した本町の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を、次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		重要実績指標
1	1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化率：56.8% (R2) →70.0% (R6) 【建設課 教育委員会】 防災拠点となる公共施設等の耐震化率：94.7%(R2)→100%(R6) 避難所の耐震化率：94.7% (R2) →100% (R6) 【総務企画課 町民福祉課 教育委員会】
	1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点となる公共施設等の耐震化率：94.7%(R2)→100%(R6) 【総務企画課 町民福祉課 教育委員会】 自主防災組織率：100% (R2) 【総務企画課】 消防団員条列定数充足率：87.5%(R2)→95% (R6) 【総務企画課】 住宅用火災補報器設置率：98.4%(R2)→100% (R6) 【沖永良部与論地区広域事務組合】
	1-3 大規模津波等による多数の死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の耐震化率：61.9% (R2) →66.7% (R6) 【総務企画課 町民福祉課 教育委員会】 幹線道路整備率(町道)：56.4% (R2) →60% (R6) 【建設課】
2	2-1 食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路整備率(町道)：56.4% (R2) →60% (R6) 【建設課】
	2-2 長期にわたる本町の孤立	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路整備率(町道)：56.4% (R2) →60% (R6) 【建設課】
	2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> 消防分遣所の耐震化率：100% (R2) 【沖永良部与論地区広域事務組合】
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路整備率 (町道)：56.4% (R2) →60% (R6) 【建設課】

3	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率：94.7%(R2)→100%(R6) 【総務企画課 町民福祉課 教育委員会】 ・避難所及び災害情を伝達する報防災拠点での72時間を超える 非常用発電機等の整備率：100% 【総務企画課】
4	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を伝達する防災拠点での72時間を超える非常用発電機等の整備率：100% 【総務企画課】
	4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災の組織率：100% 【総務企画課】
5	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路整備率（町道）：56.4%（R2）→60%（R6） 【建設課】
	5-3	物流機能等の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路整備率（町道）：56.4%（R2）→60%（R6） 【建設課】
6	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を伝達する防災拠点での72時間を超える非常用発電機等の整備率：100% 【総務企画課】
7	7-1	市街地での大規模火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・水利(防火水槽、消火栓)設置率：85.1（R2）→90%（R6） 【総務企画課】

※原則、現状値は令和2年度（2020年度）、目標値は令和6年度（2024年度）

それ以外の場合は（ ）にて表記。

第6章 本計画の推進

第1節 町の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、町地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 町地域計画の進捗管理

町地域計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

用語解説

あ行

- ・一時仮置き場
災害廃棄物を一時的に保管する場所。

か行

- ・業務継続計画（BCP）
BCPはBusiness Continuity Plan の略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画である。

さ行

- ・冗長性
余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。
- ・静脈血栓塞栓症
通常エコノミークラス症候群とも言われ、下肢に血栓ができて遊離し肺動脈を閉塞し、状況によっては致死的な状況にもなりえる。
- ・脆弱
脆くて弱い性質または性格のこと。
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）
通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステム。

た行

- ・道路啓開
災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

な行

- ・内水
一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、排水路や河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のこと。

は行

- ・ハザードマップ

地域の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予想図であり、土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

わ行

- ・WAN

Wide Area Network の略。遠隔地間で構築されるネットワークのこと。

与論町地域強靱化計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間：令和2年度～令和6年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	担当課
国・県道の整備	道路改築事業	交付金事業	(一)与論空港茶花線	立長工区	現道拡張	県	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	避難路の確保等 <small>市街地等における無電柱化の推進</small>	補助事業	(一)与論島循環線	兼久橋	橋梁補修	県	国土交通省	1-3 2-1 2-2 5-3	建設課
海岸環境整備	電線共同溝整備事業	補助事業	(主)与論島循環線	茶花	電線地中化	県	国土交通省	1-3 5-1 6-1 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港海岸	茶花地区	養浜	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
港湾機能の強化	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	岸壁(-5.5m)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	荷さばき地(改良)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	物揚場(-3.0m)(改良)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	物揚場(-2.0m)(改良)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	道路E(改良)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	道路F(改良)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	道路C(改良)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	道路D(改良)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	与論港	茶花地区	道路D(改良)	県	国土交通省	1-1 1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	農業用ため池の防災減災	震災対策農業水利施設整備事業	補助事業	町内一円	与論町	ため池耐震調査	県	農林水産省	7-6
情報伝達手段の多様化	県防災行政無線再整備事業	単独事業	町内一円	与論町	移動系防災行政無線再整備	県	総務省	4-1 4-2	総務企画課
						県・町	国土交通省	1-1 3-1	建設課
町道の整備	道路補修事業	交付金事業	船倉茶花線	茶花	道路補修	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路補修事業	交付金事業	宇勝城線	町内一円	道路補修	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路補修事業	交付金事業	皆田線	那間	道路補修	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路改良事業	交付金事業	兼母源手名線	立長	道路改良	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路改良事業	交付金事業	立長線	立長	道路改良	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路改良事業	交付金事業	上田線	那間	道路改良	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課

災害に強い住まい、まちづくりを進めるため、公営住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、地域住宅政策推進事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、空き家対策総合支援事業を推進する。

与論町地域強靱化計画

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間：令和2年度～令和6年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	担当課
町道の整備	道路改良事業	交付金事業	前浜線	麦屋	道路改良	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路改良事業	交付金事業	窪舎1号線	茶花	道路改良及び電線地中化	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路補修(橋梁)事業	交付金事業	琴龍橋	麦屋	橋梁補修	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路補修(橋梁)事業	交付金事業	翔龍橋	麦屋	橋梁補修	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路補修(橋梁)事業	交付金事業	クズレ橋	古里	橋梁補修	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路補修(橋梁)事業	交付金事業	間道橋	古里	橋梁補修	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	道路補修(橋梁)事業	交付金事業	内原橋	古里	橋梁補修	町	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-3 6-3	建設課
	機能保全事業	補助事業	茶花漁港	茶花地区	施設補修	町	水産庁	5-4	建設課
	機能保全事業	補助事業	麦屋漁港	麦屋地区	施設補修	町	水産庁	5-4	建設課
	漁港施設の強化	水産整備基盤整備事業	補助事業	茶花漁港	茶花地区	機能強化	町	水産庁	5-4
海岸環境整備	海岸長寿命化対策事業	補助事業	茶花海岸	茶花地区	環境保全	町	水産庁	1-3	建設課
	学校給食施設整備事業	交付金事業	給食センター	茶花	改築	町	文部科学省	1-1 1-3 3-1	教育委員会
学校施設環境改善	危険建物の改築事業	交付金事業	那間小学校	那間	改築	町	文部科学省	1-1 1-3 3-1	教育委員会
	危険建物の改築事業	交付金事業	茶花小学校	茶花	改築	町	文部科学省	1-1 1-3 3-1	教育委員会
社会体育施設環境改善	へき地教職員住宅等整備事業	交付金事業	教員住宅	各地区	改築・改修	町	文部科学省	1-1 3-1	教育委員会
	社会体育施設整備事業	交付金事業	砂美地来館	茶花	改築・改修	町	文部科学省	1-1 1-3 3-1	教育委員会
	社会体育施設整備事業	交付金事業	多目的屋内運動場	茶花	改築・改修	町	文部科学省	1-1 1-3 3-1	教育委員会
上下水道等の機能強化	浄化槽設置整備事業	交付金事業	一般住宅	町内一円	一般住宅への設置	町	農林水産省	6-2	環境課
農業集落排水施設の機能強化	農業集落排水事業	交付金事業	農業集落排水施設	赤佐地区	機能強化	町	農林水産省	6-2	水道課
防災拠点・避難所の耐震化率	公共施設等耐震化事業	補助事業	指定避難所	町内一円	避難所の耐震化	町	総務省	1-1 1-3 3-1	総務企画課
水利設備の整備	防火水槽(林野分)	補助事業	町内	町内一円	水利設置	町	総務省	7-1	総務企画課